

## 令和7年度 特定子ども・子育て支援施設等実地指導結果

加古川市は、令和7年度に市内の特定子ども・子育て支援施設等の48施設の実地指導を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指導事項）として見受けられた点を記載しておりますので、今後の園運営の参考としてください。

### 実地指導実施状況一覧

実施対象施設数	文書指導	(文書指導内訳)	口頭指導	(口頭指導内訳)
特定子ども・ 子育て支援施設等 48 施設	2 施設	確認基準 3 件	0 施設	確認基準 0 件
	3 件		0 件	

※文書指導・・・法令若しくは通知（以下「法令等」という。）に対する違反（軽微なものを除く。）がある事項又は前年度の口頭指導事項に対して改善のための必要な措置が講じられていない事項

口頭指導・・・法令等に対する違反であって軽微なものがある事項

### 実地指導実施期間

令和7年6月2日～令和8年2月25日

### 令和7年度の重点事項

各施設に提出を依頼した特定子ども・子育て支援施設等自主点検表に基づくヒアリング。

### 主な指導事項

#### ■確認基準について

- ・整備しておかなければならない職員に関する記録のうち、職員との労働契約の締結について、使用者は労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示しなければならないが、書面で明示していなかった。労働者には労働条件通知書等の書面を交付し、労働条件を明示すること。
- ・整備しておかなければならない設備に関する記録のうち、園に整備されていない書類があった。書類を園に整備し、適切に管理すること。
  - 認可外保育施設設置届及び認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書
  - 衛生管理マニュアル、感染症対応マニュアル及び危機管理マニュアル
  - 出納管理簿や小口現金出納帳といった会計に関する帳簿
- ・ねずみ、昆虫等による被害の状況について、6か月以内ごとに1回、定期的に調査を実施し、調査結果に基づき、必要な措置を講じなければならないが、必要な措置を講じておらず、その記録もなかった。ねずみ、昆虫等による被害状況について、6か月以内ごとに1回、定期的に調査するとともに、その結果と必要な措置を記録すること。